

**新潟市西蒲区多言語対応観光WEBサイト制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務名

新潟市西蒲区多言語対応観光WEBサイト制作業務委託

2 目的

2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、年々増加している訪日外国人旅行者の需要を取り込むことで市内交流人口を一層拡大するため、新潟市西蒲区で毎年開催されている「わらアートまつり」を誘導フックとした多言語対応観光WEBサイトを制作し、区の魅力を海外に向けて発信することで、区の認知度の向上と興味の喚起を図る。

3 業務内容

別紙「新潟市西蒲区多言語対応観光WEBサイト制作業務委託公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 委託期間

委託契約締結の日から2019年3月31日

5 委託上限金額

3,944,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、2019年3月31日までの保守運用料を含むものとする。

6 業者選定

「公募型プロポーザル方式」とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

なお、選定にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを行い、審査基準に基づき選定する。

7 参加要件

提案者は、下記の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者又は登録を予定しており、下記の書類を参加表明時に提出できる者。

<提出書類>

- ① 登記事項証明書
- ② 直近の決算報告書
- ③ 市町村税の納税証明書
- ④ 国税の納税証明書（その3の3）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（物品・委託用）

- (3) 本公募による手続きの開始から契約締結までの間に、新潟市の競争入札参加有資格者指名停止等措置要領等の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。同入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続き開始から契約締結までの間、新

潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。

8 スケジュール

2018年12月18日（火）	公募開始	
2018年12月21日（金）	質問書提出期限	午後3時
2018年12月25日（火）	質問に対する回答	一括回答
2018年12月28日（金）	参加表明書提出期限	午後5時
2019年1月9日（水）	提案書提出期限	午後3時
2019年1月11日（金）	提案書説明会及び選定委員会	予定
審査後速やかに	審査結果通知	予定
審査後速やかに	契約	

9 公募開始から提案書提出まで

(1) 質問書提出及び回答について

本プロポーザルに係る質問の受付及び回答は下記のとおりとする。

なお、電話等による口頭での質問は受付けない。

【提出方法】別紙様式2「質問書」を使用し、電子メールにより下記の宛先へ提出してください。

<送付先>新潟市西蒲区産業観光課 sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp

【提出期限】2018年12月21日（金）午後3時必着

【回答方法】質問に対する回答は、2018年12月25日（火）を目途に、参加表明書提出者全員に電子メールで一括回答する。

なお、質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

(2) 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書を提出すること。

【提出書類】①参加表明書（別紙様式1）

②新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されている者であることが分かる書類若しくは市税の納税証明書（新潟市制度用）及び法人の登記事項証明書

【提出部数】1部

【提出期限】2018年12月28日（金）

【提出場所】〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1
新潟市西蒲区産業観光課

【提出方法】持参または郵送・宅配便（土日は受付しません。）

(3) 提案書の提出について

【提出書類】別紙様式3～6のとおり指定様式等を使用して作成すること

【提出方法】持参または郵送・宅配便で提出

【規 格】 A 4 版、縦・横等の書式は自由（必要に応じて A 3 版も可）

【提出部数】 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

【提出期限】 2 0 1 9 年 1 月 9 日（水）午後 3 時必着

【そ の 他】 ①企業名等は正本にのみ記載し、副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。

②提出後の案の差替え（追加及び変更等）は、提出期限までの間に限り認める。

③正本及び副本は、ファイル綴じやホチキス留めをせず、クリップ留めでの提出とする。

1 0 委託候補者の選定について

（1）プロポーザル選定委員会

選定は、提案書に基づき「新潟市西蒲区多言語対応観光WEBサイト制作業務委託業者選定委員会設置要綱」により設置される選定委員会が行います。

（2）選定方法

提案者によるプレゼンテーションを行い、審査基準に基づき採点し、各委員が順位をつける。順位の和の最も小さい者を最優秀提案者、次に和の小さい者を次点者に選定する。最優秀提案者が 2 者以上あるときは、選考委員会での協議により決定することとする。なお、提案参加者が 1 者のみであった場合、審査の結果、求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を委託候補者とする。

(3) 審査基準

	評価項目	配点	配点割合	評価のポイント
1	全体構成	10	10	本業務の目的・趣旨を十分に理解し、必須掲載項目を十分に網羅しているか
2	企画提案	70	10	サイト全体のページ構成に妥当性があり、サイトに来訪した閲覧者に対して、わらアート発祥の地である西蒲区の魅力が伝わるような構成になっているか
			10	サイト全体が外国人閲覧者の興味を喚起する効果的なデザインとなっているか
			10	イベント情報、旬の情報など、提供する情報を常に新しく保つ仕組みが備わっているか
			10	情報拡散及びサイトへの流入などSNSを意識した効果的な手法が盛り込まれているか
			15	外国人旅行者が必要とする情報が具体的に提供され、西蒲区への興味を喚起し、来訪意欲を刺激する内容となっているか。
	独自性	15	目的達成のために効果的で独自性のある提案内容となっているか	
3	実施体制	10	10	スタッフ配置等の実施体制及びスケジュールは提案内容に対して十分なものか
4	費用見積	10	10	提案内容に対して実現性、妥当性があるか

(4) 提案書説明会

- ①開催期日 2019年1月11日（金）（予定）※詳細は後日提案者に通知します。
- ②説明人数 1社2名以内
- ③説明時間 1社10分以内（準備時間は含まない）
- ④質問時間 1社10分以内
- ⑤留意事項
 - ・説明は事前に提出した提案書に基づいて行うこと。それ以外の資料は認めない。
 - ・プレゼンテーションは、提案書を受け付けた順に、個別に実施する。
 - ・説明の際にパソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、提案者各自で用意すること。なお、スクリーンは、選定委員会で用意する。
 - ・プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。
 - ・提案者は、選定委員会が選定を実施するために必要な範囲において提案書等を複写することについて、承諾するものとする。
 - ・説明会は非公開とする。

(5) 選定結果の通知

選定委員会後、速やかに書面で通知する。なお、審査結果についての説明は行わない。

1 1 契約に関する基本的事項

(1) 委託業者の決定

- ①選定委員会で決定した最も優れた提案者に対し、委託契約の締結交渉を行う。
- ②最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する。

(3) 契約の解除

本要領に違反した場合、新潟市は契約の解除ができるものとする。

(4) 再委託の禁止

本業務について、第三者への委託は認めない。

ただし、予め書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

1 2 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ①提案書を提出期限日時までに提出しなかった者。
- ②本公募の公開以降、選考委員会による選定が終了するまでの間に、選考委員に不当な接触を行った者。
- ③提案書類に虚偽の掲載をした者、または本要領に違反する表現をした者。
- ④プレゼンテーションに参加しなかった者。

(2) その他

- ①提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- ②受託者の名称は公表できるものとする。
- ③受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。
- ④提出された提案書等は、選定目的以外に提案者に無断で使用しない。
- ⑤提出された全ての提案書は返却しない。
- ⑥提出された提案書は、複製する場合がある。

1 3 事務局（問い合わせ、提出先）

〒953-8666

新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1

新潟市西蒲区産業観光課

担当：渡邊、沢栗

T E L : 0256-72-8454

F A X : 0256-72-6022

E m a i l : sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp